

東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ほくよう資産形成応援ファンド<愛称：ほくよう未来への翼>
信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」およびその関係法令、証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 ほくよう資産形成応援ファンド <愛称：ほくよう未来への翼>
(以下、「当ファンド」といいます。)

【信託終了（繰上償還）の理由】

当ファンドは、2017年8月31日に設定したのち、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行なっていました。しかしながら、2025年9月末時点の当ファンドの受益権の口数は、投資信託約款の信託終了（繰上償還）に関する規定に定められている口数（5億口）を下回っております。今後、残高の大幅な増加は見込み難く、当ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となることが懸念されます。このため、誠に残念ではありますが、投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまの利益に資すると判断いたしました。

<当ファンドの状況>

ファンド名	純資産総額※	口数※
ほくよう資産形成応援ファンド	3.67 億円	3.52 億口

(※) 2025年9月末時点

【書面決議に関する日程】

このたびの信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

- ◎書面決議の対象受益者の確定日：2025年12月5日（金）
- ◎議決権行使期限：2026年1月28日（水）
- ◎書面決議日：2026年1月29日（木）
- ◎信託終了（繰上償還）日（予定）：2026年2月25日（水）
- ◎償還金支払開始日（予定）：2026年2月26日（木）

※信託終了（繰上償還）が確定した場合、当ファンドの購入申込は、2026年2月4日以降受け付けないこととします。（販売会社によって既に購入申込を停止している場合があります。）なお、換金申込は、2026年2月20日まで受け付けます。販売会社によって取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお取引の販売会社にご確認ください。

なお、当ファンドは日々基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、本議案に反対された方の受託会社に対する買取請求の適用はありません。

【書面決議および信託終了（繰上償還）の可否決定について】

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。議決権の行使は、2025年12月5日時点の受益者を対象としており、受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。本書面決議にて可決された場合、2026年2月25日をもって信託終了（繰上償還）とさせていただきます。また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以上